



社協通信

7・8月は社協の会費を
お願いしています

日頃より、本会の事業活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も、7・8月に社協会費のお願いをしています。

会費は、会員規程に基づき、一般・協力・特別の3つの種類があります。一般会費は各世帯（一世帯、千円）・協力会費は社会福祉関係者（民生委員・児童委員）・評議員・役場課長・室長・支所長等・社協職員・その他個人の方（一口三千円）、特別会費は、会社・事業所・団体・理事・監事・その他個人の方（一口一万円）にお願いしています。

現在、一般会費の募集に関しては、各地区の社協委員（町の嘱託員の方に社協委員を委嘱させていただいています）の方等にご協力いただき、取りまとめをお願いしています。

また、協力・特別会費の受付もしておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

毎年開催する民生児童委員さんとの連絡会
（地域福祉活動に関する事業）

様々な機関と連携しながら地域福祉
基盤の強化をしています



平成26年度 会費の使いみち （単位：千円）

事業名等	予算額	割合
地域福祉活動に関する事業	1,231	24.6%
相談事業	98	2.0%
広報啓発事業(社協通信・ホームページ)	754	15.1%
ボランティアセンター事業	417	8.3%
事業事務費・負担金	1,014	20.3%
社会福祉センター維持管理費	1,486	29.7%
合 計	5,000	100%

新会計基準への移行準備

平成27年度に向けて、新会計基準への移行準備をしています。6月には、県社協のご指導を受けました。

現行基準では、同じ社会福祉法人でも様々な会計基準が併存していましたが、新基準では、社会福祉法人が行う全ての事業を適用範囲とし、会計ルールを新基準に統一することにより事務処理を簡素化するとともに、事業活動状況の透明化をはかります。

施設、事業所毎に財務状況を明らかにするため、拠点区分を設けます。また、財務情報の透明性を向上させるため、一年基準、時価会計、リース会計等の会計手法が導入され、財務諸表には、15項目の注記事項を記載しなければなりません。

財務諸表の体系・附属明細書・勘定科目等に変更がある為、今年度は、従来の会計と平行して新会計を使って会計処理を行う予定です。